労働相談 Q&A

寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q ４月１日より、中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられると聞いていますが、どのような制度でしょうか。

A 大企業についてはすでに適用されていたのですが、2023年4月1日から中小企業にも適用されることになっています。その概要・ポイントは次のとおりです。

1. 該当する中小企業について

表の①または②を満たすかどうかについて、企業単位で判断されます。

業　種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する労働者
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

2. 制度の変更点について

	現行制度（2010年４月～）		改正後（2023年４月～）	
	月60時間以下	月60時間超	月60時間以下	月60時間超
大 企 業	25%以上	50%以上	25%以上	50%以上
中小企業	25%以上	25%以上	25%以上	50%以上

(参考)労働基準法第37条

3. 深夜・休日労働の取扱い（最低限度率を適用した場合の割増賃金率の組合せ）について

① 深夜労働との関係
月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合
深夜割増賃金率25%＋時間外割増賃金率50%=75%　となります。

② 休日労働との関係
月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。
＊法定休日とは、労働基準法第35条に定められた休日です。法定休日労働の割増賃金率は35%です。

4. 代替休暇制度（労働基準法第37条第3項）について

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与する制度です。この制度を導入するには「労使協定」を結びますが、代替休暇の取得は労働者の意思により決められ義務づけられるものではありません。

計算例をお示ししますと、換算率25%(60時間超の割増率50%－通常の割増率25%)で60時間を超える時間外労働時間が16時間の時、代替休暇の時間数は、16時間×25%＝4時間となります。

5. 必要な対応等の例について

中小企業が取るべき対応の例についていくつか紹介しますと、
①労働時間の可視化
②残業削減努力
③就業規則・賃金規程の変更、などが考えられます。

以上、制度の概要・ポイントを大まかにご案内させていただきましたが、制度の詳細や疑問点などにつきましては、お近くの労働基準監督署や宮崎労働局、みやざき働き方改革推進支援センターなどにご照会ください。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

相 談 先 宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)　宮崎県中小企業労働相談所 検索

お問合せ先 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当　TEL：0985-26-7106